	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
一	北緯三十二度五十五分二十七秒、東経百二十九度五十五分五十四秒の点
二	北緯三十二度五十五分三十四秒、東経百二十九度五十五分二十三秒の点
三	北緯三十二度五十五分五十六秒、東経百二十九度五十五分七秒の点
四	北緯三十二度五十六分二十七秒、東経百二十九度五十五分四秒の点
五	北緯三十二度五十六分三十九秒、東経百二十九度五十五分六秒の点
六	北緯三十二度五十六分五十七秒、東経百二十九度五十五分二十三秒の点
七	北緯三十二度五十七分一秒、東経百二十九度五十五分四十七秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十五　陸上自衛隊健軍駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
熊本県熊本市東区	熊本県熊本市東区	東町一丁目一番地の一 東町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
熊本県熊本市中央区	熊本県熊本市東区	帯山三丁目、五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、神水二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三郎一丁目並びに東京塚町
熊本県熊本市東区		榎町、尾ノ上一丁目から四丁目まで、小峯一丁目、三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、京塚本町（次の図面に示す部分に限る。）、健軍一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、桜木三丁目、桜木本町、健軍本町、佐土原一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二郎二丁目及び三丁目、新外一丁目から四丁目まで、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、月出一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、錦ケ丘、花立一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東京塚町（次の図面に示す部分に限る。）、東本町、東町一丁目から四丁目まで、山ノ内一丁目から四丁目まで並びに山ノ神一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
一	北緯三十二度五十五分二十七秒、東経百二十九度五十五分五十四秒の点
二	北緯三十二度五十五分三十四秒、東経百二十九度五十五分二十三秒の点
三	北緯三十二度五十五分五十六秒、東経百二十九度五十五分七秒の点
四	北緯三十二度五十六分二十七秒、東経百二十九度五十五分四秒の点
五	北緯三十二度五十六分三十九秒、東経百二十九度五十五分六秒の点
六	北緯三十二度五十六分五十七秒、東経百二十九度五十五分二十三秒の点
七	北緯三十二度五十七分一秒、東経百二十九度五十五分四十七秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十六　陸上自衛隊健軍駐屯地高遊原分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
熊本県上益城郡益城町	熊本県菊池郡菊陽町	大字小谷千八百十二番地 大字戸次（次の図面に示す部分に限る。）
	熊本県上益城郡益城町	大字小谷（次の図面に示す部分に限る。）
	熊本県菊池郡菊陽町	大字戸次、大字馬場楠及び大字曲手（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	熊本県上益城郡益城町	大字小谷、大字杉堂及び大字田原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十七　陸上自衛隊北熊本駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
熊本県熊本市北区	熊本県熊本市北区	八景水谷二丁目十七番一号 麻生田一丁目、清水岩倉二丁目、清水新地三丁目及び八景水谷二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		麻生田一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、兎谷一丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大窪一丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、清水岩倉一丁目から三丁目まで、清水亀井町、清水新地一丁目から七丁目（次の